

運輸安全マネジメント制度の概要

「安全運行の確保」を形骸化させないため、平成18年に導入
事故発生等の如何によらず、平時より事業者を評価



経営トップのリーダーシップの下、現場を含む組織が一丸となってPDCAサイクルを構築しながら、
事故の「未然防止」を実現することが究極の目標。

運輸安全マネジメント制度

運輸事業者において、経営トップのリーダーシップの下、
安全管理体制の構築・改善を推進

- | | |
|-----------------|----------------------|
| ① 安全方針の策定・周知 | ④ 事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用 |
| ② 安全重点施策の策定、見直し | ⑤ 教育・訓練の実施 |
| ③ コミュニケーションの確保 | ⑥ 内部監査の実施 等 (14項目) |

評価

国土交通省の運輸安全マネジメント評価

本省・地方運輸局の評価チームが事業者に赴き、
輸送の安全に関する取組状況を確認し、
継続的改善に向けてプラス評価や助言を実施。

運輸安全マネジメント評価

事業者の経営トップ等経営部門に対するインタ
ビュー等を通じた予防安全型の支援制度

【主な特徴】

- 事業者の安全管理体制の構築・改善の状況等を確認し
評価・助言(自らのやる気喚起型)
- 経営トップの主体的関与の下での自律的な安全管理体
制の構築・改善(スパイラルアップ)を期待
- 自主的な取組の促進を期待(結果に強制力なし)
- 漢方薬のように中長期的に効果が発現することを期待
(体質改善)

相互補完的に密接に作用

保安監査

事業者の現場における業務実施状況のチェックを
通じた事後監督制度

【主な特徴】

- 事業者の法令、命令事項等に対する遵守状況等を確認し
改善命令(是正型)
- 現場における施設や取組内容等の法令等への適合を
意図
- 改善命令等による改善を意図
- 外科療法や風邪薬のように短期的に効果が発現するこ
とを意図(即効性)